

新型コロナウイルス感染症への対応に 関する緊急要望

令和 2 年（2020 年）3 月

熊本市

熊本市は、国内における新型コロナウイルス感染症の発症以来、2月3日に帰国者・接触者相談センターを、2月8日に帰国者・接触者外来をそれぞれ設置するとともに、市民の感染予防・啓発等に努めてきた。

しかしながら、2月21日に市内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認され、現在まで4例の陽性患者が確認された。

感染者が確認された後、相談者が増える中、帰国者・接触者相談センター及び外来の従事者の不足、マスク等必要な資機材の不足、流言飛語等による日常用品の買い占めなど、対応すべき喫緊の課題が生じている。

また、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国内外の観光客の減少、文化・スポーツ等のイベント中止により、観光業、イベント業、飲食業等、地域経済に悪影響が生じており、市民の不安も増大しつつある。

さらには、2月28日に全国一斉の学校休業が国から要請されたことを受けて、3月2日から市立の小中学校、高校、特別支援学校等の休業を決定したが、これに伴う保護者の就労に関する課題等に対しても、迅速な対応を迫られている。

政府の専門家会議が、「これからの1～2週間が急速に拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際である」と指摘しているように、更なる感染拡大を防ぐためには、国と地方自治体が一丸となって、実効性のある対策を、迅速かつ徹底的に講じることが重要である。

特に、平成28年熊本地震により、甚大な被害を受けた本市は、この4年間、市民の生活再建を最優先に、復興に向け、全力で取り組んできたものの、観光客数などいまだ震災前の水準には達していない中、徐々に復興需要が落ち込みつつある局面において、新型コロナウイルス感染症が発生したことで、市民への不安や地域経済に悪影響が生じており、今後、影響の長期化や拡大も懸念される状況にある。

こうした状況を踏まえ、次のとおり緊急要望する。

令和2年（2020年）3月

熊本市長 大西 一史

1 感染予防・拡大防止対策の強化

感染症の確定診断等を迅速に行う必要があることから、検査試薬の安定供給や人的支援など、検査体制の充実にについて必要な支援を講じること。

受診、検査の振り分けのための電話相談、接触者等の健康観察に要する保健師等の確保など、帰国者・接触者相談センターの体制の充実にについて必要な支援を講じること。

専門医、看護師等の確保など、地域において患者を受け入れる帰国者・接触者外来の体制の充実にについて必要な支援を講じること。

今後、患者が増加し、感染症指定医療機関の感染症病床以外の一般病床での受入れ又は感染症指定医療機関以外の病院に入院する場合には、医師、看護師等の人的支援等、当該医療機関の充実にについて必要な支援を講じること。

感染症指定医療機関をはじめとする医療機関や高齢者介護施設などの社会福祉施設、さらには救急隊において、必要となるマスク、手袋、ゴーグル、防護服、消毒液等について、安定的かつ優先的な供給体制を速やかに構築するとともに、必要な支援を講じること。

2 地域経済へのインパクトの最小化

影響を受ける中小・小規模企業に対する支援策を強化するとともに、地域の実情に応じ、地方公共団体が独自に行う支援策などに対して、必要な支援を講じること。

雇用調整助成金の特例について、熊本地震の発生に伴う特例措置と同程度の助成率の引き上げ、支給限度日数の延長、雇用期間の要件緩和など、更なる措置を講じること。

また、助成金の受給に必要な手続きや支給額算定などの柔軟な運用を図ること。

非正規を含め、休職を余儀なくされた従業員に、収入面などで不利益が生じないよう特段の配慮を行うこと。

小中学校の臨時休業に伴い、給食のキャンセルなどにより影響を受ける取引事業者、取引事業者に対する市の支援を含めキャンセルに伴い生じる市の負担、定期券の払い戻しにより影響を受ける交通事業者等に対し、必要な支援を講じること。

3 小中学校等の一斉臨時休業への対応

小中学校等の臨時休業に伴い、預かり時間を拡大する学童保育及び放課後等デイサービスに要する経費について、必要な支援を講じること。

非正規を含め、休職を余儀なくされた従業員に、収入面などで不利益が生じないよう特段の配慮を行うこと。

(再掲)

小中学校の臨時休業に伴い、給食のキャンセルなどにより影響を受ける取引事業者、取引事業者に対する市の支援を含めキャンセルに伴い生じる市の負担、定期券の払い戻しにより影響を受ける交通事業者等に対し、必要な支援を講じること。(再掲)

4 その他

イベント等を事業者が躊躇なく中止できるよう、感染拡大防止を目的として実施する、市有施設の利用料の還付等の市有施設の一時休館等による収入減に対し、必要な支援を講じること。

政府広報等、あらゆる手段を最大限活用し、国民の不安が払しょくされるよう、より分かりやすく情報を発信・提供すること。

デマや流言等による感染者やその家族等への偏見・差別的な扱い、感染者が利用した医療機関等への風評被害について必要な対策を講じること。

PCR 検査の簡易検査機器や、コロナウイルスに感染した方のための治療薬の早期開発に取り組むこと。